

平成 27 年度 滝川市地域防災計画の主な改訂点

1. 災害対策本部組織図について組織改編により改訂 第 2 章（防災組織）〔20 ページ〕
  - ・ 経済部長⇒産業振興部長
  - ・ 農政部長⇒産業振興部次長
  - ・ 土木課主幹⇒土木課長
  - ・ 都市計画課主幹⇒都市計画課長補佐
  
2. 「非常」又は「緊急」電話の廃止 第 3 章（災害情報通信計画）〔34 ページ〕  
 NTT（102 番）の廃止により、「88」ダイヤルに改訂した。
  
3. 要配慮者利用施設の追加 第 3 章（災害情報通信計画）〔38 ページ〕  
 「近藤医院」と「そらち乳腺・肛門外科クリニック」を追加した。
  
4. 水位観測所の基準水位を改訂 第 4 章（災害予防計画）〔59 ページ〕  
 北海道開発局の所管する基準水位が平成 27 年 8 月 21 日より変更となったことから改訂した。
  - ・ 奈井江大橋 はん濫危険：20.10m⇒20.00m へ
  - ・ 橋本町 避難判断：26.20m⇒26.50m へ はん濫危険：26.80m⇒27.00m へ
  - ・ 納内 観測所位置の修正：納内橋⇒8 区の 1 へ
  - ・ 赤平 避難判断：48.70m⇒47.70m へ はん濫危険：49.50m⇒48.30m へ
  
5. 石狩川洪水予報の発表基準の改訂 第 4 章（災害予防計画）〔61 ページ〕  
 石狩川及び空知川基準点の水位が平成 27 年 8 月 21 日より変更となったことから改訂した。
  - ・ 橋本町 避難判断：26.20m⇒26.50m へ はん濫危険：26.80m⇒27.00m へ
  - ・ 赤平 避難判断：48.70m⇒47.70m へ はん濫危険：49.50m⇒48.30m へ
  
6. 河川水位観測所の基準水位の改訂 第 4 章（災害予防計画）〔75 ページ〕  
 石狩川及び空知川基準点の水位が平成 27 年 8 月 21 日より変更となったことから改訂した。
  
7. 施設の耐震化による指定緊急避難場所の改訂 第 5 章（災害応急対策計画）〔105 ページ〕
  - ・ 江陵中学校を地震における指定緊急避難場所として追加した。
  - ・ 滝川市スポーツセンター第 2 体育館を地震における指定緊急避難場所として追加した。
  
8. 広域避難場所の管理者の改訂 第 5 章（災害応急対策計画）〔107 ページ〕  
 組織改編により、「経済部」から「産業振興部」へ変更となったことから改訂した。